

中国医療史における小児推拿

について

山本 徳子

現在の中国医学における治療法を大別すると、内服薬物療法と外治法とがある。後者の場合、主たるものとして、鍼・灸・外科療法・按摩療法・整骨療法および薬物外治法などのあることが知られている。いまは、按摩療法についての治療史を取りあげ、考察の対象とする。

かつて、唐代（六一八～九〇七）の医事制度（『大唐六典』による）において、按摩博士（従九品下）が按摩生に教えていたのは「人の八疾を除くこと。損傷・折跌の者は法を以て正す」ということであった。このような唐制に拠って作られた本邦の「医疾令」によると、按摩生の学んだことは「按摩・傷折の方と刺縛の法」であった。

このような両者の現今における治療状態をみると、甚しい相違の存していることが知られる。すなわち、本邦にお

いては、按摩療法は医療組織とは直接の関係は無いように思われる。それに対して、中国医学においては、按摩療法は外治法の一つとして存在していることである。さらには、その按摩療法の対象をみると、成人と小児とに大きく二分されている。そして、小児については「小児推拿」とまで称され、専門書も存している。この、小児推拿についての書物が現われるのは明代（一三六八～一六四四）のことである。また、「推拿」という名称が出現したのも、この時代なのである。按摩といい、推拿とも称される、このような名称については「昔は按摩といい、いまは推拿といわれている」との説明がなされている。しかし、現在の中国において、南方（揚子江以南）においては推拿といわれているが、北の方では按摩といわれている場合が多い。

このように、明代において「小児推拿」とともに現われた推拿の名称をめぐる、当時の医療法の様子について考察したい。

（横浜市立大学医学部医史学教室）